

防災拠点となる庁舎の 非常用電源に対する認識は

山下 富美子



問 洪水ハザードマップ改訂により、市役所庁舎が浸水するおそれがあるが、本市の認識は。

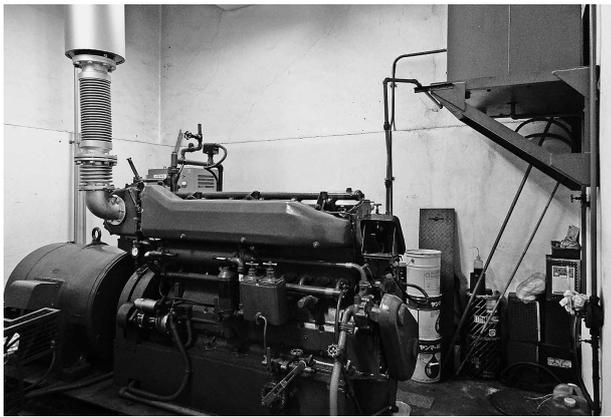
答 財務部長／狩野川洪水浸水想定区域図が令和二年二月に改訂されたことにより、市役所庁舎の浸水深が五十センチ未満の区域から、一メートルから三メートル未満の区域に変更された。想定規模の最大である三メートルの浸水となった場合、庁舎一階までが浸水することとなり、従来の浸水遮蔽板や土のう等による浸水対策は難しいものと認識している。

問 市役所庁舎に設置されている非常用電源に対する認識は。

答 財務部長／国は、人命救助の観点や、大規模な災害が発生した場合に物資の調達や輸送が平時時のように実施できないという認識の下、災害対策本部が設置される場所の非常用電源は、外部からの供給なしに七十二時間以上の稼働時間の確保を求めている。本市の非常用電源は国が求める条件を満たしていないことから、非常用電源の確保と稼働時間の延伸を図ることは、大変重要な責務であると認識しており、国からの通知を踏まえ、今後検討していく。

問 県が要請した盛土の緊急点検における本市の状況は。

答 都市計画部長／盛土の調査は、県及び市の条例に加え、関連する法令に違反して無届け・無許可で行われたもののほか、過去に市が許可した案件のうち山間部にある高さ十五メートルを超えるものを対象としており、盛土の高さや土砂量などが計画に則しているか、また、のり面の洗堀はないかなどについて市内三十九件を点検した結果、場所としては十か所、各法令に基づく累計で十六件の異常が確認された。異常箇所のおよそ半は定高地区に分布しており、大半が土砂の基準高を超えるものである。



▲市役所庁舎に設置されている非常用電源

急増した 新型コロナウイルスの自宅療養者への支援策は

岡田 進一



問 新型コロナウイルス感染症の第五波が急拡大したことにより、症状が悪化しても自宅療養を余儀なくされた市民への支援施策は。

答 市民福祉部長／自宅療養者への対応については、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症対策の実施主体である県が、積極的な疫学調査や健康観察、入院調整、物資の提供など、全ての関連事務を一元管理している。今回の第五波の到来では、県内でも新規感染者数の増加に伴い、医師の判断に基づく自宅療養者も増加した。このような状況を踏まえ、

県では、感染症法における市町との連携規定に基づき、自宅療養者の生活支援の連携の在り方として、支援方策、情報の取扱い、財政措置などについて検討を始めた。本市においても、感染状況の変化を十分に注視しつつ、住民に身近な基礎自治体として有効な取組を検討していく。

問 第六波の到来が懸念されている新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する基本姿勢は。

答 市民福祉部長／本市の新型コロナウイルス新規感染者数は、令和三年九月以降、減少傾向にあるものの、感染力の強いデルタ株などに警戒する必要があることから、市民や事業者に対しては、不要

不急の外出自粛や休業要請など、引き続き徹底した感染予防対策への協力をお願いしている。また、国が感染拡大防止の決め手と位置づけるワクチン接種に総力を挙げて取り組んでいるところであり、市民が一日でも早く安心して生活できるよう、国や県と連携し、感染症対策に取り組んでいく。



▲キラメッセぬまづで行われたワクチン接種